

京都市告示第347号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年8月22日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
岩倉2号線	左京区岩倉長谷町121番地地先から 同町253番地の2地先まで	旧	メートル 71.40	メートル 3.82 ~ 5.90
		新	70.40	5.90 ~ 6.12
岩倉5号線	左京区岩倉長谷町253番地の9地先内	旧	8.20	10.00 ~ 10.67
		新	7.90	10.67 ~ 13.90
山科小野経 7号線	山科区小野荘司町6番地の85地先から 同町3番地の3地先まで	旧	91.60	1.55 ~ 11.00
		新	91.60	1.27 ~ 11.40
山科小野緯 8号線	山科区小野荘司町2番地の4地先から 同町52番地の1地先まで	旧	75.60	3.55 ~ 9.00
		新	76.00	6.00 ~ 9.70
山科小山経 40号線	山科区小山南溝町34番地の4地先内	旧	3.30	6.03 ~ 11.60
		新	3.30	6.03 ~ 11.70
南第四緯28 号線	南区東九条下殿田町62番地の1地先内	旧	10.80	6.00 ~ 11.73
		新	10.80	6.00 ~ 11.89

南第四緯31号線	南区東九条明田町22番地の2地先内	旧	6.00	6.01 ~ 12.40
		新	6.00	6.01 ~ 12.40
太秦安井経18号線	右京区太秦安井馬塚町19番地の3地先内	旧	36.00	2.18 ~ 3.10
		新	36.00	3.10 ~ 4.11
太秦安井緯20号線	右京区太秦安井馬塚町19番地の64地先から 同町19番地の3地先まで	旧	25.80	1.82 ~ 2.80
		新	25.10	1.82 ~ 6.20
深草経66号線	伏見区深草大龜谷大谷町4番地の35地先から 同区深草大龜谷東寺町110番地の4地先まで	旧	24.20	4.86 ~ 5.17
		新	24.20	5.04 ~ 6.10

(建設局土木管理部道路明示課)